

令和4年9月27日開催

## 新庄市農業委員会第28回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和4年9月）議事録

1. 開催日時                    令和4年9月27日（火）午前10時
2. 開催場所                    新庄農業基盤センター
3. 出席委員（16名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
7番 星川 豊	8番 五十嵐 成生
9番 佐藤 啓右	10番 齋藤 謙二
11番 指村 貞芳	13番 高山 光弥
14番 森 良一	16番 下山 秀一
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（3名）

12番 三原 康志	15番 星川 吉和
17番 星川 秀男	
5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 97 号 農地法第 4 条第 8 項の規定による協議に係る事前調整  
申出に対する意見について  
日程第 3 議案第 98 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 報告第 75 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 5 報告第 76 号 2 アール未満農地転用届出について  
日程第 6 報告第 77 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について  
日程第 7 報告第 78 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

#### 6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主任	庭崎 佳子	主 事	結城 美緒

#### 7. 総会議長

浅沼 玲子

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

それでは、これより令和 4 年度新庄市農業委員会第 28 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は 16 名です。欠席通告者は、12 番三原康志委員、15 番星川吉和委員、17 番星川秀男委員の 3 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 28 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

##### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 7 番星川豊委員と 11 番指村貞芳委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の庭崎佳子さんと結城美緒

さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第97号農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第97号農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見について、稲舟地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区1番につきまして、9月20日に調査確認いたしました。事由は事務局説明のとおりで、間違いありませんでしたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第97号農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第97号農地法第4条第8項の規定による協議に係る事前調整申出に対する意見については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第98号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。  
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第98号農地法第5条の規定による許可申請について、稲舟地区1件、萩野地区1件、計2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区1番につきまして、9月20日に調査確認しました。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、周辺への影響もなく、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区1番につきまして、9月18日に調査確認いたしました。事由は事務局による詳細説明のとおりで間違いありませんでしたので、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第98号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第98号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第4、報告第75号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第75号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区1件、萩野地区1件、八向地区1件、計3件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第75号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第75号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第5、報告第76号2アール未満農地転用届出についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第76号2アール未満農地転用届出について、萩野地区1件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの報告第76号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第76号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第77号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第77号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区2件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第77号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第77号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第78号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第78号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第78号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ござい

ませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第78号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第28回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年9月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 星 川 豊

議事録署名委員 指 村 貞 芳